

議案第24号

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正について

1 提案理由

文部科学大臣表彰の名称変更に伴い、関係規定の整備を行うため

2 根拠法令

教育職員免許法

3 改正内容

条文中の「文部科学大臣優秀教員表彰」を「文部科学大臣優秀教職員表彰」に改める。

概要は2頁のとおり

4 改正案

3頁～5頁のとおり

5 施行年月日

公布の日

改正の概要

「文部科学大臣優秀教職員表彰」の実施要項の改定に伴い、関係規定の整備を行う。

改正案

「文部科学大臣優秀教員表彰」を「文部科学大臣優秀教職員表彰」に改める。(第3条第3項第1号)

施行年月日

公布の日

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状の更新等に関する規則（平成二十一年石川県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号を次のように改める。

- 一 文部科学大臣優秀教職員表彰

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年 月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第 号

○教育職員免許状の更新等に関する規則（平成二十一年二月二十日教育委員会規則第二号）新旧対照表

改正案	現行
<p>（更新講習の受講免除対象者） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>一 文部科学大臣優秀教職員表彰</p>	<p>（更新講習の受講免除対象者） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>一 文部科学大臣優秀教員表彰</p>